

## 田辺市立地適正化計画策定委員会傍聴規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、田辺市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、委員会の長（以下「委員長」という。）の許可を得た場合は、この限りでない。

### (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始の30分前から会議開始時刻までの間に、会場で傍聴受付簿に住所、氏名を記入するものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (3) 鉢巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機、写真機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて、委員長の許可を得た者は、除く。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の類を携帯している者
  - (6) 下駄、木製のサンダルの類を履いている者
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者
  - (8) 異様な服装をしている者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(委員長の指示)

第8条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならぬ。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和8年2月6日から施行する。